

■今後の公民館等のあり方に係る方向性について

1 背景

市町村合併によって生じた旧佐賀市と旧町村の均衡化を図るため、平成 23 年 8 月に策定した「佐賀市公民館が果たす機能に関する佐賀市教育委員会方針」を受け、平成 25 年度までに公民館等のあり方（公民館等の位置づけ、職員体制）に係る方向性を示すこととしている。

また、公民館は、地域住民の学習拠点としてだけでなく、地域コミュニティの拠点という役割も担っており、地域コミュニティ施策の全市拡大にあたっての方針では、公民館に対し地域活動の拠点として、また、公民館職員にあってはサポート役としての機能が期待されている。

2 対象とする公民館等

市立公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、農村環境改善センターの全 36 施設

※公民館等整備計画に基づき建設予定の春日北、松梅の両コミュニティセンターを含めると全 38 施設

3 今後の公民館等のあり方に係る方向性

(1) 位置づけ

原則として、社会教育法上の公民館への一本化を目指す。

※一本化後の公民館(予定) 全 32 館

【理由】

- ・教育委員会方針に定める公民館が果たすべき役割・機能を充実させるとともに、地域コミュニティ施策推進のための活動拠点として活用する。
- ・地域においては、地域活動の拠点として「公民館」が定着している。

(2) 職員体制

地域コミュニティ施策の全市拡大を踏まえ、公民館活動に必要な職員体制として、基本的には館長と職員 2 人の 3 人体制を目指す。

具体的な配置は、本庁及び支所の機能のあり方検討に合わせて検討する。

【理由】

- ・公民館の円滑な運営に資するための職員体制を構築する。

4 実施年度（目標年度）

本庁及び支所の機能のあり方検討の進捗に合わせる。

5 実施年度までの取扱い

職員体制に関し、旧町村管内の地域コミュニティ取組み校区においては、段階的移行として嘱託職員等により順次補充するなど3人体制の確保を基本とする。

■公民館等一覧

No.	区分	施設名称	公民館のあり方検討の対象 平成25年度	
1	公民館	勸興公民館	○	
2		循誘公民館	○	
3		日新公民館	○	
4		赤松公民館	○	
5		神野公民館	○	
6		西与賀公民館	○	
7		嘉瀬公民館	○	
8		巨勢公民館	○	
9		兵庫公民館	○	
10		高木瀬公民館	○	
11		北川副公民館	○	
12		本庄公民館	○	
13		鍋島公民館	○	
14		金立公民館	○	
15		久保泉公民館	○	
16		蓮池公民館	○	
17		新栄公民館	○	
18		若楠公民館	○	
19		開成公民館	○	
20		諸富町公民館	○	
21		三瀬公民館	○	
22		南川副公民館	○	
23		西川副公民館	○	
24		中川副公民館	○	
25		大詫間公民館	○	
26		東与賀公民館	○	
27		久保田公民館	○	
28	農村環境改善センター	東与賀農村環境改善センター	○	
29		久保田農村環境改善センター	○	
30	コミュニティセンター	日新コミュニティセンター	○	
31		川上コミュニティセンター	○	
32		春日コミュニティセンター	○	
33		(春日北コミュニティセンター)	(○)	(H26.4供用開始予定)
34		(松梅コミュニティセンター)	(○)	(H28.4供用開始予定)
35		富士南部コミュニティセンター	○	
36		富士北部コミュニティセンター	○	
37		生涯学習センター	大和生涯学習センター	○
38	富士生涯学習センター		○	
			36	
			(38)	

∏
一本化
↓

32	公民館
----	-----